

ノーマライゼーションの動向等に対応した
養護教育の在り方について

(中間答申)

平成10年5月21日

大阪府学校教育審議会第3分科会

目 次

はじめに	1
1 審議経過	3
(1) 養護教育に対する基本認識	3
① ノーマライゼーション理念の実現	
② 障害児本人の自己選択、自己決定を重視し、「自立」する力を獲得するための支援	
③ 個々の子どものニーズに応じた教育の総合的な提供	
(2) 今後の養護教育の在り方に関する重点事項	6
① ノーマライゼーション理念の浸透	
② 連携・支援システムの構築	
③ 教育諸条件の整備・充実	
(3) 養護教育諸学校と小・中・高等学校及び関係諸機関との連携の在り方について	10
2 当面取り組むべき課題	13
(1) 養護学校の総合養護学校化	13
(2) 心身症等を対象とする病弱教育の充実	14
(3) 地域社会の関係機関（医療・福祉・労働等）との連携・支援システムの確立	15
(4) 養護教育の成果の活用と養護教育研修の充実	15
(5) 通常の学級に在籍する障害児等の実態把握	16
3 今後の審議の方向	17

はじめに

昭和56（1981）年、国連において「国際障害者年」が決議されて後、障害者の「完全参加と平等」をめざした「障害者に関する世界行動計画」、「アジア太平洋障害者の10年」及び国連における「障害者の機会均等化に関する標準規則」等により、国際的規模で障害者施策の推進が図られてきており、さらに平成7（1995）年以降、「人権教育のための国連十年」に係る施策が展開されている。

国においては、平成9年6月、中央教育審議会の第二次答申がまとめられ、「ゆとり」の中で子どもたちに「生きる力」をはぐくむことをめざして教育改革が進められている。また、「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の第一次・第二次報告が出され、交流教育の一層の充実や、次代に対応した教育課程の改善、教職員の資質の向上など、今後の養護教育について提言がなされている。

府においては、平成4年の学校教育審議会答申「今後の養護教育の在り方について」及び新大阪府障害者計画（平成6年）に基づき、養護教育の充実が図られてきた。21世紀を目前にした現在、ノーマライゼーションの進展や、学校週5日制の完全実施に向けた国の動向等を踏まえて、大阪の養護教育の今後の基本的な在り方を、検討することが求められている。

本分科会は、平成9年7月以降、以下の審議題目と3つの審議の柱について、2年間にわたって審議することとした。

審議題目 「21世紀を展望し、ノーマライゼーションの動向等に
対応した養護教育の在り方について」

審議の柱

- ① 養護教育諸学校と小・中・高等学校及び関係諸機関との連携の在り方について
- ② 通常の学級に在籍し、「特別な教育ニーズ」を必要とする児童生徒に対する教育の充実の在り方について
- ③ 学校週5日制の完全実施を視野に入れた学校・家庭・地域社会の連携の在り方について

これまで8回の分科会を開き、府の養護教育の全体的な現状と課題及び「養護教育諸学校と小・中・高等学校及び関係諸機関との連携の在り方について」審議を進めた。その際、障害者本人や保護者、養護学級担任、作業所関係者等から広く意見を求めた。

審議では、これからの養護教育諸学校の在り方や地域社会づくりを基盤とした総合的な障害者支援システムについて意見が出されるなど、論議は教育だけにとどまらず、多方面に及んだが、今後の養護教育の基本理念を明確にするという視点から、次のとおり、一定の基本認識を共有することができた。

審議経過中の意見をまとめ、ノーマライゼーションの動向等を踏まえた今後の養護教育の重点事項及び当面取り組むべき課題等を、中間答申として取りまとめた。

1 審議経過

(1) 養護教育に対する基本認識

養護教育は、子どもたち一人一人の障害の状況等に配慮しつつ、その可能性を最大限にのばし、積極的に社会参加・自立する人間の育成を図ることを基本的なねらいとしてきた。

21世紀を展望した学校教育においては、ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着と、一人一人の個性を生かす教育の充実、並びに自ら学び、自ら考える力（自己教育力）の育成が一層重要視されている。このことは、知識を一方的に教え込むことになりがちだったこれまでの教育方法や、競争主義に影響された価値観からの転換が求められており、養護教育における一人一人の能力や個性を大切にする教育実践を再評価し、その成果を教育全般に生かすことが重要である。そのことは、多様な教育ニーズをもつ子どもが在籍している通常の学級への支援につながるだけでなく、通常の学級における教育そのものの変革を促す契機となると考える。

また、今日の教育課題を解決するためには、学校・家庭・地域社会との連携が重要であり、その際、障害児を中心として連携・支援の体制を一層進めていくことは、地域社会が学校を支援するために重要な役割を果たすことになる。

以上の認識を踏まえ、今後の養護教育に対する基本的な考え方をまとめると、以下のとおりである。

① フォーマライゼーション理念の実現

平成6年に策定された新大阪府障害者計画「ふれあい おおさか 障害者計画」の基本理念である、「障害者のすべてのライフステージにおいて障害の状況に応じた適切な支援を行い、全人的な可能性の追求をめざす（リハビリ

テーション」の理念と、障害者が社会の一員として、障害のない人と同等に生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念は、養護教育の根底をなすものである。

養護教育におけるノーマライゼーションの実現においては、すべての人々の人権尊重の意識が基盤となる。一人一人の個性を認め合い、お互いを尊重する教育の推進が心のバリア（障壁）を取り除き、ともに生きる社会を築くことに結びついていくと考える。そのためには、障害児と障害のない幼児児童生徒がともに活動し、ともに学ぶ機会の拡充に努め、障害児を地域社会や教育の場全体で受け止め、双方の豊かな人格形成をめざし、ともに生きるための教育の充実を図ること、さらに、府民が障害や障害児（者）に関する正しい理解と認識を深めることができるよう、適切な教育や啓発を進めることが重要である。

同時に、養護教育におけるリハビリテーションの追求は、障害のある乳幼児に対し、障害の早期発見と早期療育等により、障害の軽減や健康の増進を図るとともに、障害のある児童生徒が、その可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるように、医療・福祉と労働等とも十分連携しながら、総合的に支援することである。

② 障害児本人の自己選択、自己決定を重視し、「自立」する力を獲得するための支援

障害児（者）を取り巻く社会環境においては、交通機関・建築物等における物理的な障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如等による文化・情報面の障壁、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁がある。これらの障壁を除去することが、障害に伴う困難を軽減し、また、なくすために重要である。

しかし、それだけでなく、障害児（者）が自らの障害を受容し、障害によって生じる困難を克服する力を育てることも大切である。このためには、バリアの除去が他者から一方的に進められるものではなく、自らの意欲や自信に裏付けられた主体的な生き方に基づいて、適切な支援を求めていくという態度の育成が重要である。

従来、「社会的自立」の意味するところの多くは、「身体的」「職業的」「経済的」自立であったが、どのような重度の障害者も、自らを生活の主体者として社会の中で自己実現を図っていくことが重要とされるようになり、障害者の「自立」の位置づけも大きく変化してきている。

大阪府障害者施策推進協議会の「ふれあいおおさか障害者計画の後期の施策推進に向けて」の意見具申においては、「自立」とは、単に身体的自立や経済的自立といった面のみでとらえるのではなく、障害者自らが、「障害の内容や程度にかかわらず、必要なサービスを選択し、決定し、利用しながら主体的に自己実現を図っていくこと」としており、積極的に社会参加・自立する人間の育成を基本的なねらいとする養護教育においても、障害児本人の自己選択・自己決定する力を養い、上記の意味での「自立」を支援するための教育の在り方を検討する必要がある。

そのためには、幼い時から、豊かで多様な経験の場が確保され、豊富で分かりやすい情報提供がなされることが必要である。

さらに、教職員の課題として、高い人権意識をもって、個に応じた具体的な課題に基づき自己決定する力を育成するための実践を積み重ねていくなど、障害児の自立理念を教育実践において確立する必要がある。

（参考）「障害者施策推進協議会」平成25年度報告書（2013年）

③「個々の子どものニーズに応じた教育の総合的な提供」

これまでの養護教育は、盲・聾・養護学校、養護学級及び通級指導教室で一人一人の障害の種類・程度、能力・特性等に応じた適切な教育が追求され

てきた。しかし、近年のノーマライゼーション理念の拡がりとともに、本人や保護者のニーズは、一層多様なものとなってきている。こういった状況を踏まえ、今後、それぞれの教育の場が果たすべき役割を明確にしていく必要がある。さらに、個々の子どもに必要な教育が適切に選択できるよう情報提供と継続的な支援を行うとともに、本人や保護者の特別な教育的ニーズに応じた教育を総合的に提供することが重要である。

そのためには、学校が、就学前の関係機関や就学指導委員会等と連携することによって、必要な情報を収集・整理し、子どもの生活実態や保護者の意向を尊重しながら、教育課程の編成や個別指導計画に生かしていくことが大切である。

また、とりわけ、養護教育は、子どもの多様な障害の状況等にきめ細かく対応することが必要であるため、担当する教職員の一層の専門性を高め、資質を向上させるための研修の充実が重要である。

さらに、幼・小・中・高等学校においては、全教職員の養護教育に対する深い理解と高い見識が養護教育推進の基盤であるため、全教職員に対する研修を強化することが求められる。

(2) 今後の養護教育の在り方に関する重点事項

ノーマライゼーションの動向等に対応した今後の養護教育においては、上記の基本認識をふまえ、次の3項目を重点事項とするものである。

① ノーマライゼーション理念の浸透

ノーマライゼーションの理念が今後、一層浸透するためには、基本認識で述べた障害者を取り巻く社会の4つのバリアの除去を推進することが必要である。なかでも、心（意識上）のバリアフリーの浸透は十分とは言えず、いじめや差別を許さない教育を原点としつつ、障害児やその教育に対する理

解・啓発の拡充が必要である。そのため、学校教育活動の全体にわたって、地域社会との実践的・継続的な交流が、さらに求められている。とりわけ、子どもたち一人一人が、幼い時期から障害児（者）とともに活動する機会を拡充することを通じて、障害児（者）理解を図ることが大切である。

また、養護教育諸学校に在籍する幼児児童生徒についても、地域の子どもの一人として、様々な活動に積極的に参加できるよう、幼・小・中・高等学校等との連携を図りながら、多様な交流形態を推進していくことが重要である。

これらの交流を積極的に実現していくためには、各市町村教育委員会と養護教育諸学校のつながりを一層強めることが必要である。

さらに、ノーマライゼーションの理念が府民一人一人に受け止められ、定着していくためには、すべての教職員をはじめとして、保護者や地域の人を対象に障害児（者）が身近な存在となるよう、実習・体験等を取り入れた研修・行事等の機会を確保する必要がある。

② 連携・支援システムの構築（資料1参照）

障害児の教育においては、就学前から保健・医療・福祉等との連携を図り、保護者に対して、きめ細かく情報を提供する必要がある。また、就労の場合には、労働等の関係諸機関のサポートも含めて、ライフステージに応じた一貫したサポートが行われることなどが重要である。しかし、実際には、これらの関係諸機関の連携が十分とはいえず、就学時や在学中の継続的な指導が不十分になっているケースや、障害等の状況や発達に応じた専門的指導を必要とする本人・保護者や教職員が求める支援に対応できていないケースが多く見られる。

このような現状に対応するため、地域社会の関係機関相互の連携システムを確立することにより、支援体制の整備を図ることが必要である。

そのため、個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ、

- ・ 就学前の支援については、保健所、医療機関、福祉事務所、療育施設等との連携を図り、療育・就園・就学等の相談、紹介、情報提供
- ・ 在学中の支援については、子ども家庭センター、医療機関、教育研究所等との連携を図り、個別教育カリキュラム、個別指導、教材教具、学校生活、家庭生活等に関する指導助言や情報提供
- ・ 進路指導については、公共職業安定所、障害者職業能力開発校、福祉施設等との連携を図りながら、就労に関する相談や進路指導等の情報収集、施設の紹介、生活に関する情報提供

等を行うことが必要である。

その際、養護教育を支援するため、府教育センター・養護教育諸学校・養護学級・各市町村の教育研究所等の機関が相互に連携しつつ、それぞれの専門的役割を十分発揮できるようにする必要がある。そのためには、これらの機関の専門的な機能を総合的に把握し、有機的に連携づけていく調整機能を新たに付加した体制の整備を進める必要がある。

子どもたちが地域で生活していくために、学ぶ場としての学校を支援し、学校で学んだことを地域で生かすために、将来的には、公民館等の社会施設や制度を必要に応じて有効活用できるトータルシステムが求められる。

③ 教育諸条件の整備・充実

現在の養護教育に係る就学形態は、盲・聾学校、知的障害・肢体不自由・病弱児を対象とした養護学校及び小・中学校に設置されている養護学級・通級指導教室等がある。

ノーマライゼーションの理念の浸透とともに、小学校段階では地域の学校に就学する障害児が、今後、ますます増加していくと考えられる。従って、通常の学級に在籍する場合も含め、特別な配慮や専門的な指導を望むケース

が増えていくことが予想される。また、中・高等学校の通常の学級においても、障害のある児童生徒が在籍する状況が拡大することが考えられる。

このような状況に対応し、就学時だけでなく就学後においても、子どもや保護者のニーズを踏まえて、障害や発達の状況等に応じた教育の内容や方法に最もふさわしい場を選択できるようにするなど、学校においては弾力的な取組が求められている。これら多様な教育ニーズに対応する多様な教育の展開が図られるよう、今後、可能な限り教育環境を整える必要がある。

将来的には（約10年後を目途として）、以下のような整備・充実が望まれる。（資料2参照）

- (a) 盲・聾・養護学校における、早期教育・職業教育を含めた、今後の在り方の検討が必要である。また、小・中・高等学校に在籍する障害児に対して、通級指導の充実等の支援の在り方について検討することが必要である。
- (b) 知的障害・肢体不自由養護学校においては、障害の重度・重複化、多様化の状況や実態を踏まえ、障害種別の枠をはずした総合養護学校（小・中・高等部の精肢併置）への転換を検討していく必要がある。
- (c) 病弱児を対象とする養護学校においては、北部（刀根山養護）・南部（羽曳野養護）の拠点校を中心として、院内学級（分教室）・訪問教育等、ネットワーク化を一層進める必要がある。
- (d) 小・中学校における養護学級については、障害の重度・重複化、多様化に対応した教育諸条件の一層の整備・充実が必要である。特に、小学校段階では、できる限り地域の学校での教育対応を検討し、養護学級の障害種別ごとの設置を一層進める必要がある。
- (e) 通級による指導の在り方については、今後、十分検討を進める必要がある。学習障害等を含む特別な教育ニーズに関する実態把握が必要である。

(3) 養護教育諸学校と小・中・高等学校及び関係諸機関との連携の在り方について

平成9年度の審議の柱である「養護教育諸学校と小・中・高等学校及び関係諸機関との連携の在り方について」、各委員から述べられた主な意見を項目ごとに列挙すると以下のとおりである。

① 就学前教育

- ・ 盲・聾学校における早期教育や就学前療育機関による早期対応の充実を図る必要がある。
- ・ 幼稚園・保育所に対し、巡回指導の実施や協議、連携を深めるなど、担当者の専門的指導力の充実を図る必要がある。

② 就学相談

- ・ 保護者に対して、就学に関する多様な情報提供が必要である。
- ・ 就学指導委員会の機能を見直し、就学時のみならず、その後の継続的な指導と点検が必要である。
- ・ 本人・保護者に対する支援を継続的に行う相談員の設置が必要である。
- ・ 就学指導委員会へ保護者や養護教育に関わる教職員の参加が必要である。

③ 養護教育諸学校

- ・ 盲・聾学校の小・中学部在籍者数の減少や障害の重複化の現状を踏まえ、さらに、職業教育の課題も含め、盲・聾学校の今後の在り方を検討する必要がある。
- ・ 知的障害養護学校の高等部の大規模化に対し、学校規模の適正化を図ることが必要である。
- ・ 小規模の養護学校(養護学級在籍者の多い学校に分校を設置する等)を、地域にきめ細かく配置することが望ましい。

- ・ 現行の養護学校を総合化（精肢併置）することが望ましい。
 - ・ 教員以外に、障害の種別・程度に応じて、必要とする専門職員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師・看護婦等）の配置が望まれる。
 - ・ 養護学校（養護学級）の重度・重複障害児に対して求められる医療的な対応について、具体化を図る必要がある。
 - ・ 軽度な知的障害児に対する教育の在り方や専攻科設置について検討する必要がある。
 - ・ 養護教育諸学校における通級指導や巡回指導の在り方について検討する必要がある。
 - ・ 病弱養護学校に、心身症等を対象とする高等部を設置することが必要である。
 - ・ 養護教育諸学校の、幼・小・中・高等学校に対する支援センターとしての役割（設備・教材・人的資源・指導内容等の積極的な提供）が求められる。
 - ・ 地域の小・中・高等学校との人事交流や授業交流等による連携が必要である。
- ④ 養護学級
- ・ 障害の多様化と一層の重度・重複化に対応する教育諸条件の整備が求められる。
 - ・ 養護学級担任の専門性・指導力を向上させるための支援が必要である。
- ⑤ 通常の学級
- ・ 在籍している障害児の実態把握が必要である。
 - ・ 今後、必要とする教育諸条件（通級制度、ティーム・ティーチング等）の整備・充実について検討が必要である。

⑥ 高等学校

- ・ 在籍している障害児の実態把握が必要である。
- ・ 今後、養護教育諸学校からの支援の在り方など、必要な条件整備について検討することが必要である。
- ・ 精神保健的対応を必要とする生徒に対する、医療と連携した教育を確保することが必要である。（病弱養護学校に高等部を設置する等）
- ・ 障害のある生徒の入学に際する学力検査においては、受検上の配慮をさらに進め、知的障害児に対する配慮等の在り方について検討する必要がある。

⑦ 進路指導

- ・ 本人・保護者に対して、就職等に関する、きめ細かな情報提供が必要である。
- ・ 養護学校の小・中・高等部の教育課程に一貫した進路指導を位置づけるほか、職業教育の一層の充実を図ることが必要である。
- ・ 養護学校高等部に多様な学習コースの設置を図ることが必要である。
- ・ 養護学校高等部の専攻科の設置について検討することが必要である。
- ・ 地域の作業所・授産所等との連携を一層図る必要がある。
- ・ 公共職業安定所等との連携を一層図る必要がある。

⑧ その他

- ・ 個別指導計画の作成・研究を積極的に進める必要がある。
- ・ ノーマライゼーション教育の実現を図るため、ノーマライゼーション推進校・モデル校等の指定・研究を行うことが必要である。
- ・ 府教育センターにおいて、ノーマライゼーションに関する養護教育の成果を総括し、学校等に提供していくことが重要である。
- ・ 通常の学級の教育を変える視点からの答申が求められる。
- ・ 児童生徒に対する指導において、障害のある教職員の果たす役割は

- 大きく、今後、その認識を深めるとともに、障害児に対する教育を充実する方策について検討する必要がある。
 - 養護教育を推進するためには、教育委員会内部で相互の連携を図り、多面的にアプローチすることが大切である。
- これらの意見を総括すると、その基調に流れるものとして次の2点が挙げられる。

- 多様な教育ニーズに対応する多様な教育の場を保障し、柔軟に対応することが求められている。
- 保護者や本人が適切な教育の場と教育内容を選択できるための情報を十分提供し、支援する必要がある。

2 当面取り組むべき課題

今後の養護教育に対する重点事項である ①ノーマライゼーション理念の浸透、②連携・支援システムの構築、③教育諸条件の整備・充実に基づき、上記意見の総括を踏まえ、また、平成10年度の審議を視野に入れて、当面对応すべき課題は、以下の5点である。

(1) 養護学校の総合養護学校化

養護学校の児童生徒の障害の状況の重度・重複化、多様化に対応するため、各学校で弾力的な教育課程を編成しているが、今後、重度化・多様化の傾向が一層進むことを踏まえ、現在の養護学校を障害種別の枠を外した養護学校として再編成（総合養護学校化）していくための検討が必要である。すでに

大阪府域において、昭和58年から肢体不自由養護学校の高等部で精肢併置を実施してきていることから、当面は、肢体不自由養護学校において、保護者、関係者等の理解を得ながら、教育内容等に配慮し、施設設備の条件整備等を行うことにより、小・中学部においても、障害種別の枠をはずした受入れを段階的に進める必要がある。

その際、平成4年の学校教育審議会答申において、知的障害養護学校の適正規模は、児童生徒数150～200人程度と示されていることを踏まえることが必要である。

(2) 心身症等を対象とする病弱教育の充実

中央教育審議会答申において、これからの教育の在り方の基本的な考え方として提唱された「生きる力」をはぐくむ上で、その基礎となる最も重要な課題のひとつとして、豊かな人間性の育成をめざし、「心の教育」の充実を図っていくことが求められている。

大阪府においては、小・中学校における長期欠席児童生徒や高等学校における中途退学者が増加している。これらの中には心身症をはじめとして、心の問題を抱える子どもたちが少なからずおり、精神保健・医療と教育との一層の連携が緊急の課題である。

現在、府立中宮病院に、心身症等のある小・中学生を対象として、府立刀根山養護学校の分教室が設置されているが、その在籍児童生徒数は年々増加しており、分教室の整備・充実がさらに求められている。

また、心身症等のために、現在、在籍している高等学校での教育が困難な生徒についても、医療と教育との連携により、教育が受けられる体制について検討することが急がれる。

(3) 地域社会の関係機関（医療・福祉・労働等）との連携・支援システムの確立

養護教育に関する連携・支援システムの構築については、重点事項において述べたとおりであるが、現在の様々な関係諸機関の活用を図り、連携を進めていくための具体的方策が必要である。

養護教育諸学校に対して求められる支援の役割への期待は大きいものがあり、そのためには、まず養護教育諸学校において支援機能を担う校内体制づくりが必要である。支援内容に応じて、教育相談部・研究部・進路指導部等を充実させることが重要である。

各市町村教育委員会においては、それぞれの就学前相談機関・教育研究所や福祉、保健・医療、労働等の関係諸機関との連携による支援体制の強化を図るとともに、養護学級が支援機能を担えるようにすることが重要である。

教育振興センターにおいては、上記の市町村教育委員会ごとの支援のシステムを生かしながら、より広く専門的な機関のもつ機能を十分活用させるために、府教育センターや養護教育諸学校、養護学級等と連携を図りながら、地域の関係諸機関とのネットワーク化を進め、幼・小・中・高等学校を支援する適切な情報を提供し、指導者の紹介等にも携わるなど、新たにコーディネートする役割として、教育振興センターの支援体制の在り方について検討する必要がある。

(4) 養護教育の成果の活用と養護教育研修の充実

養護教育諸学校や養護学級が、これまで蓄積してきた個や集団に応じた指導実践を総括し、その成果を小・中・高等学校に積極的に提示していくことは、連携を図るための効果的な手段である。

その際、府教育センターが中心となって、従来行ってきた調査・研究の実績を踏まえ、これらの実践を集約・整理し、提供していくシステムを、コン

ピュータ等の情報機器の有効活用も含めて、さらに進めることが必要である。

また、実践的な交流教育・福祉教育・障害児（者）理解教育の成果を整理し、事例集・報告集の積極的活用や研究成果発表会等の活性化を図ることも重要である。

さらに、養護教育諸学校や養護学級の担任、通級指導教室担当者との連携を図りながら、個別指導計画の作成並びに学習障害等の研究を進めることが必要である。

研修については、すべての教職員に対してノーマライゼーション理念の啓発に努めるとともに、養護教育の専門的知識を深めるため、府教育センター所管の研修の見直しを含め、養護教育研修のより一層の充実を図ることが重要である。また、幼稚園や保育所に在籍する障害児の教育・保育に携わる指導者に対して、養護教育についての専門的知識や技術に関する研修を進めることも必要である。

(5) 通常の学級に在籍する障害児等の実態把握

小・中学校の通常の学級に在籍し、軽度の障害を有している児童生徒の指導については、通級による指導を受けている者の他に、養護学級担任が指導し、通常の学級を支援している現状がある。

しかしながら、このような指導がなく、障害児が在籍している事例があり、こういった子どもたちに対する教育上の配慮や支援の在り方等を検討するため、その状況や教育ニーズを的確に把握する必要がある。

そのため、個人情報保護や人権上の配慮に十分留意した上で、各市町村教育委員会を通じて、各学校の協力を得ながら、早急に通常の学級に在籍する障害児等の実態調査を実施する必要がある。

3 今後の審議の方向

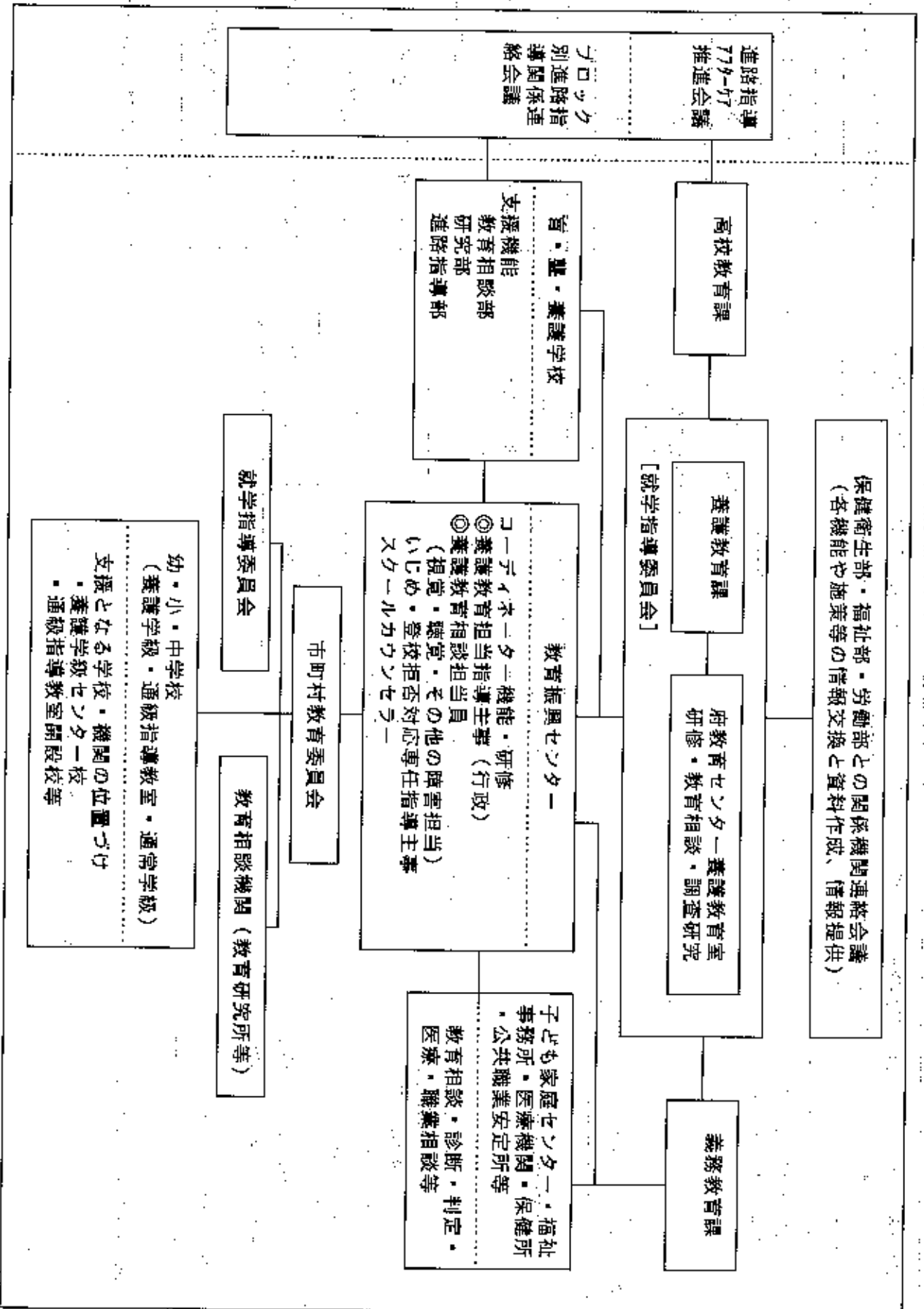
今後の検討課題としては、「通常の学級に在籍し、『特別な教育ニーズ』を必要とする児童生徒に対する教育の充実の在り方について」及び「学校週5日制の完全実施を視野に入れた学校・家庭・地域連携の在り方について」である。

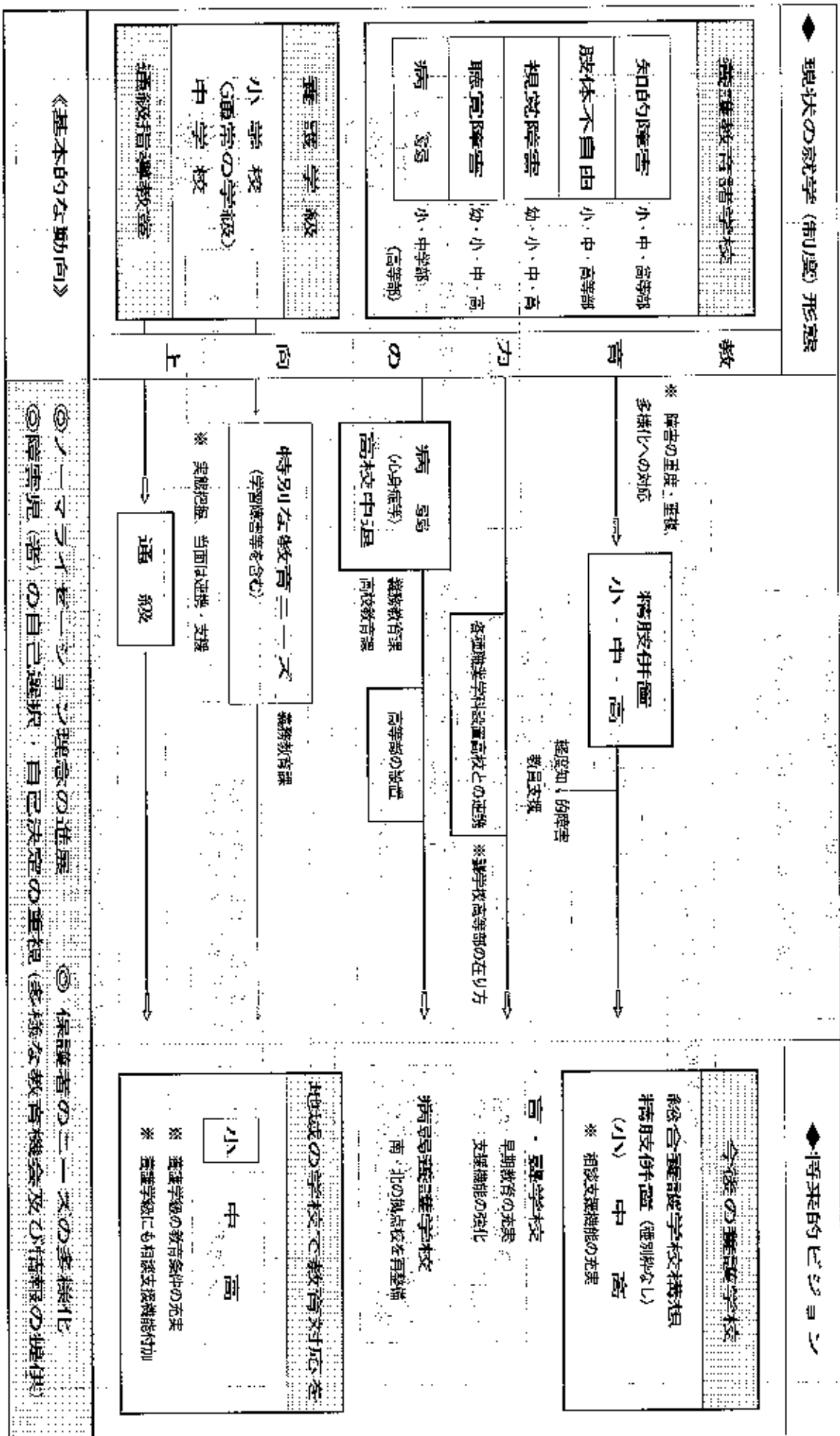
変化の激しい時代において、生涯学習の重要性が増す中、障害児（者）の地域社会における余暇活動や文化・スポーツ活動の充実も、今後、一層求められる。学校が、家庭や地域社会と連携を図りながら、障害児の学校内外における生活全体を豊かなものにするための取組を進める必要がある。そのためには障害児（者）の学校外活動の取組の現状を把握し、今後に向けての課題を整理することが重要である。

また、これまでの審議で、さらに整理が必要な問題も多く、引き続き、養護教育の基本的な考え方を踏まえた課題の論議を深める中で、今後の養護教育に対する基本理念を確立していきたいと考える。

さらに、養護教育の課題に対する取組が、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、大きな推進力になるものと確信しつつ、審議を継続するものである。

養護教育における連携・支援システムの在り方（想定図）





第3分科会開催の記録

- ・平成9年7月17日
総会及び第1回「今後の審議について」
- ・平成9年8月27日
第2回「養護教育をめぐる課題について」
「養護教育諸学校と小・中・高等学校との連携について」
- ・平成9年9月24日
第3回「養護教育諸学校と小・中・高等学校との連携について
～養護教育をめぐる課題をふまえて～」
- ・平成9年11月11日
第4回「意見聴取による学習会及び協議」
- ・平成9年12月10日
第5回「医療・福祉・労働等との連携について」
- ・平成10年1月19日
第6回「養護教育諸学校と小・中・高等学校及び関係機関との連携について」（総括論議）
- ・平成10年2月17日
第7回「中間答申のまとめにむけて～骨子（案）の検討～」
- ・平成10年3月23日
第8回「中間答申（会長案）の検討」

第 3 分科会委員名簿

【会 長】矢内 純吉（大阪府立看護大学医療技術短期大学部学長）

【副会長】井谷 善則（大阪教育大学教授）

（平成10年3月31日現在）

氏 名	役 職 名 等
井谷 善則	大阪教育大学教授
魚見 延好	大阪府労働部職業対策課障害者雇用担当官
卜部 秀二	大阪府立障害児学校教職員組合執行委員長
角田 禮三	大阪工業大学教授
亀岡 智美	大阪府立松心園医長
楠 敏雄	大阪府総合福祉協会主査
栗谷 文男	大阪府立養護教育諸学校PTA協議会会長
高井 進	高槻市立阿武野中学校長
野澤 正子	大阪府立大学社会福祉学部教授
東 裕子	大阪府教職員組合中央執行委員
福山 勇	大阪府立桜塚高等学校長
堀木 道子	大阪府中央子ども家庭センター主幹兼家庭支援課長
安川 敦子	大阪府立養護教育諸学校校長会会長
矢内 純吉	大阪府立看護大学医療技術短期大学部学長
山本 英勝	大阪府PTA協議会副会長

（五十音順）